

# 最低賃金の改正と活用可能な 国・県の施策について

主催



茨城県

茨城県労働局



茨城県社会保険労務士会



茨城県中小企業診断士協会

後援

日立市

1

## 本日の説明内容

茨城県の最低賃金は1,074円



国・県の施策

1. 何をしたら、何をもらえるのか、わかりやすく！
2. 国の制度、茨城県独自！の制度、まるっと！
  - ▶ 活用イメージ、活用事例で、わかりやすく！
3. 特に…「いばらき賃上げ支援金」に注目！
  - ▶ 時間給を1074円に上げたケースも対象に！
  - ▶ 手続きも簡単…説明します！
4. 無料で！専門家に相談することをおすすめ！します。

# 01

## 茨城県の最低賃金

### 茨城県の最低賃金

- 2025年10月12日から、1005円 → 1074円
- 69円の引き上げ（国の審議会が示した目安63円 + 6円）

茨城県最低賃金（時給）

1074円

旧1005円より

引き上げ額

69円

過去最大  
国の審議会が示した目安を6円を上回る改正

引き上げ率

6.87%

全国加重平均（6.3%）を上回る

# 最低賃金の決まり方

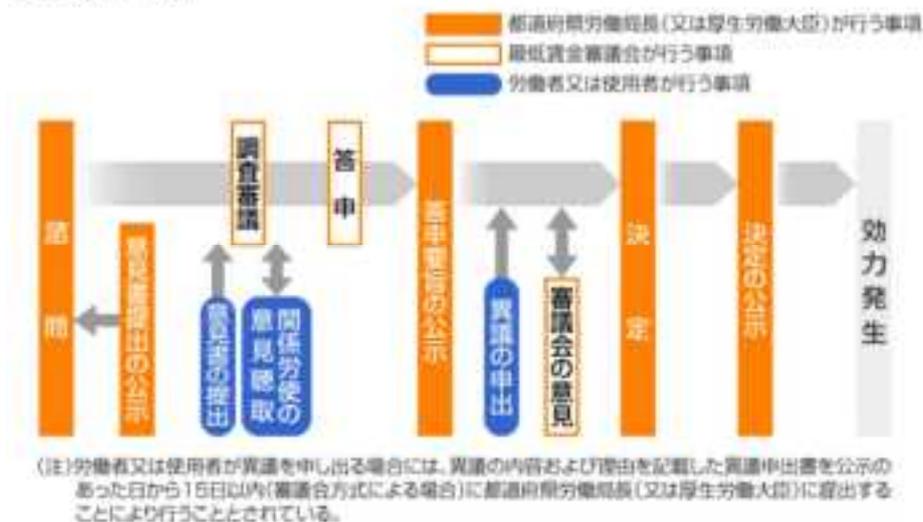
① 中央最低賃金審議会 → 地方最低賃金審議会： 引上げ額の目安 63円

② 地方最低賃金審議会

目安を参考に地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議

→ 決定 63円 + 6円 = 69円引上げ

■地域別最低賃金



# 最低賃金の決まり方

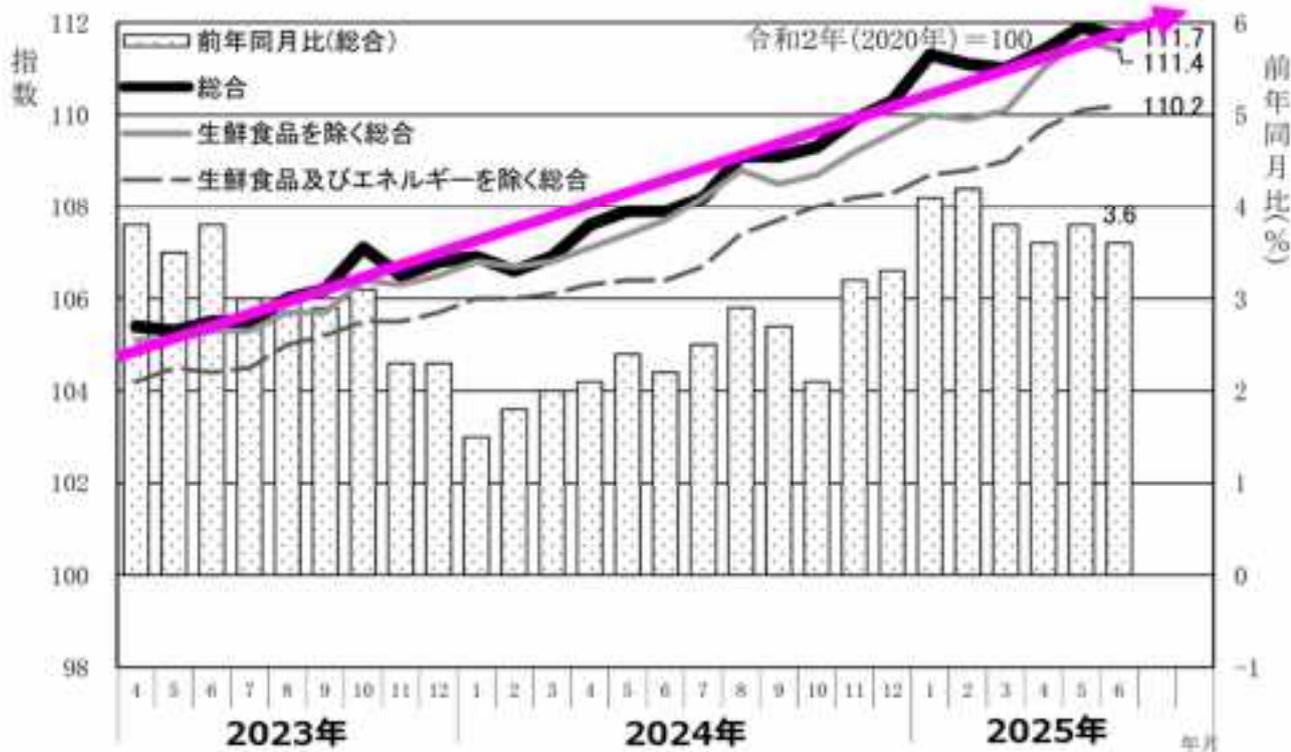
## 地域の実情

1. 労働者の生計費
2. 労働者の賃金
3. 通常の事業の賃金支払能力

などを総合的に勘案

# 水戸市の消費者物価指数

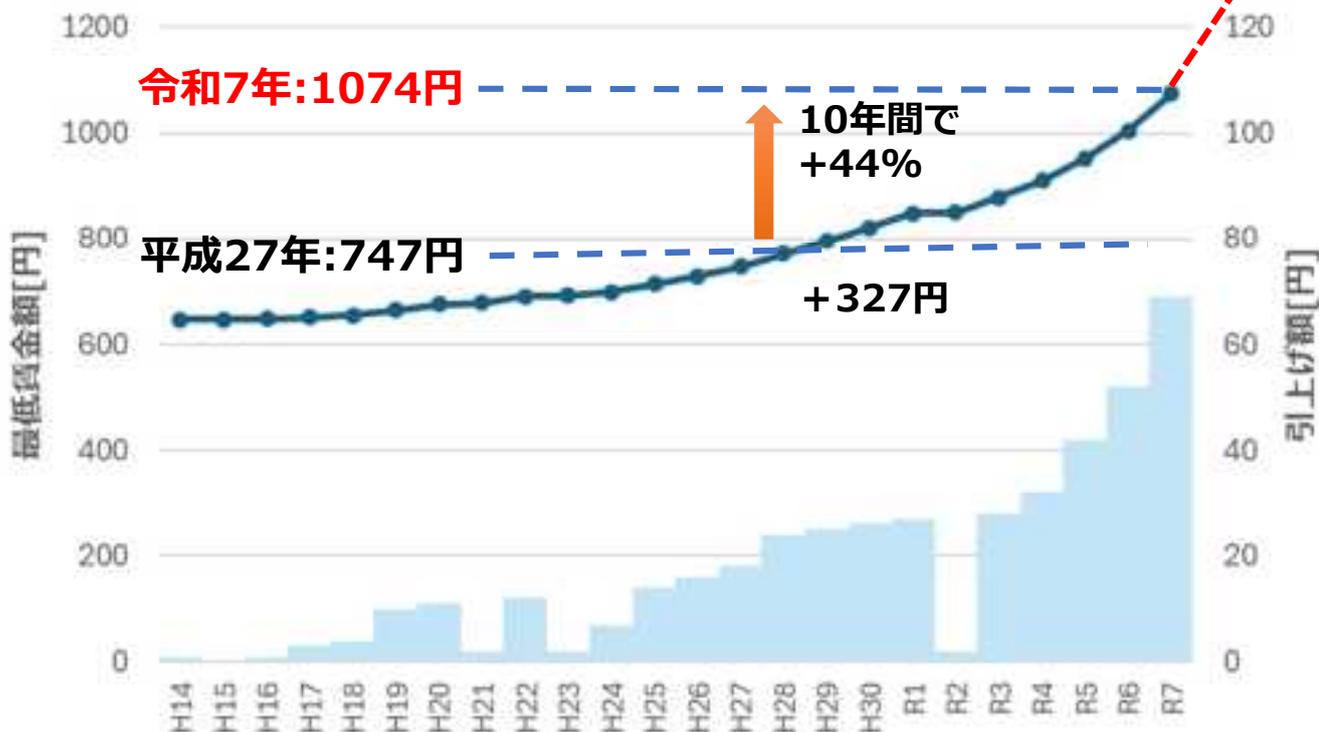
消費者物価指数及び前年同月比の推移 - 水戸市 -



© 茨城県社会保険労務士会

茨城県中小企業診断士協会提供データを加工 7

# 茨城県の最低賃金：動向

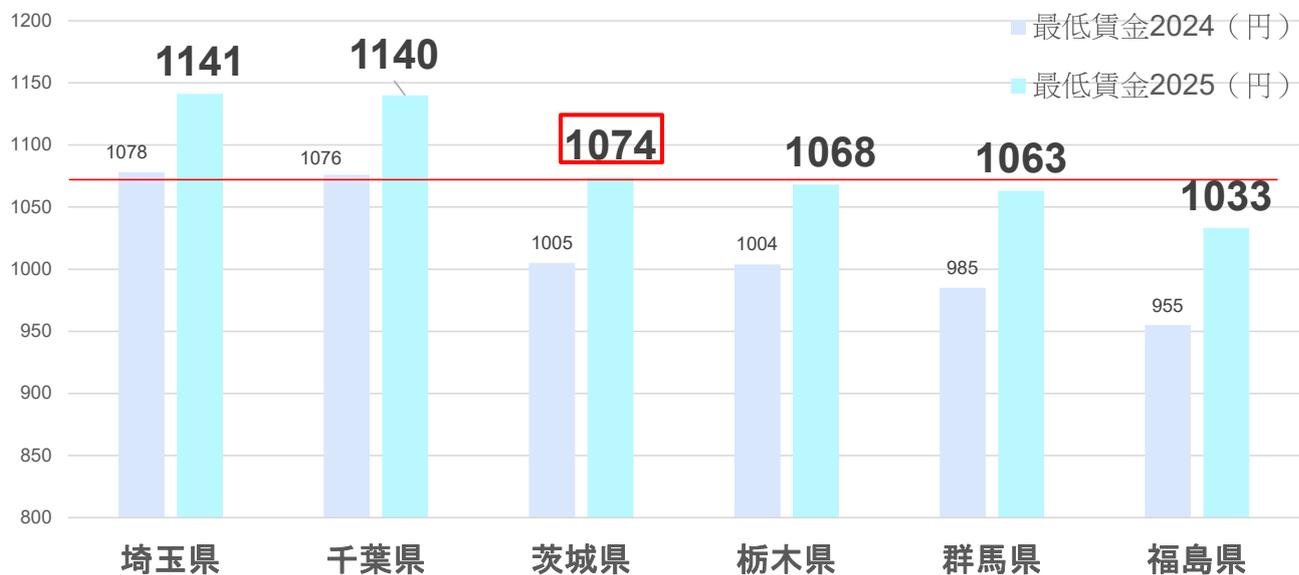


© 茨城県社会保険労務士会

茨城県中小企業診断士協会提供データを加工

# 茨城県の最低賃金：近隣県と比べると

- ・南関東との賃金格差：依然大きい
- ・最低賃金が茨城県よりも低い地域とは賃金差：縮まる傾向



## 賃上げの必要性

1 より良い労働条件を求め、労働者（特に若年層）が県外へ流出

→ 人手不足が深刻化

2 物価高騰の影響から従業員の生活を守る



継続的な賃上げが不可欠

# 事業継続・成長のためには

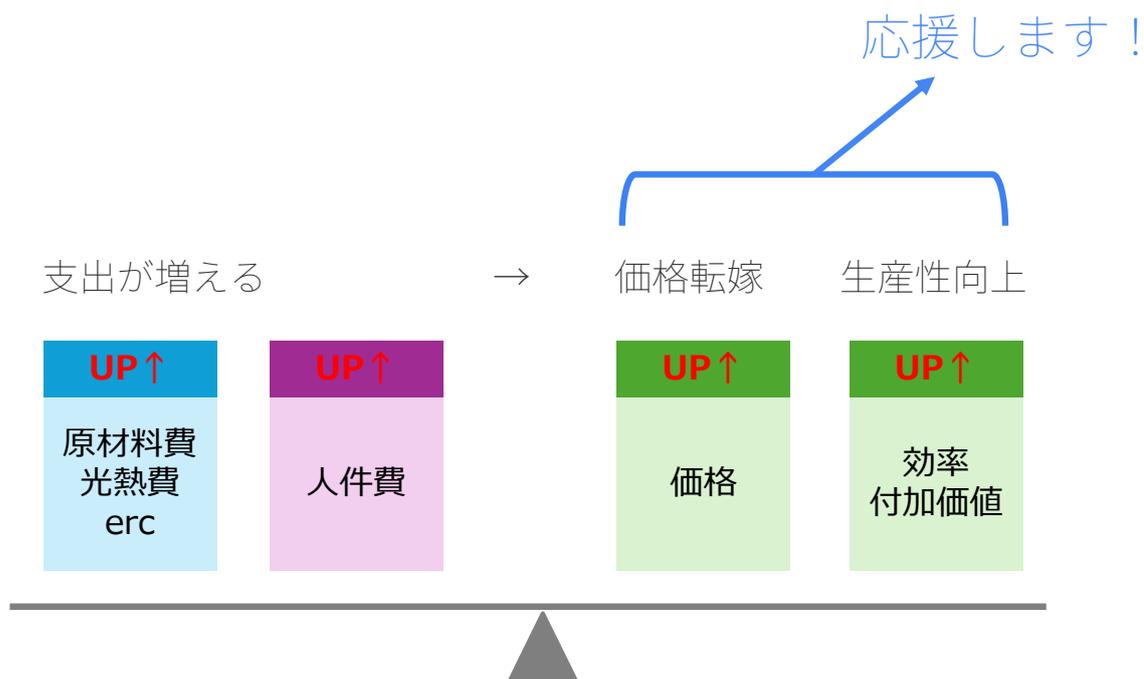
## 生産性向上

賃上げの原資を確保し、企業の競争力を維持・強化するためには、生産性の向上が欠かせない。これは単なる「頑張り」や「長時間労働」ではなく、業務の仕組みそのものを見直すことを意味する。DX推進、AIの活用、業務プロセスの見直し、従業員のリスクリング、業務効率化のための設備投資等。

## 価格転嫁

原材料費、エネルギーコスト、人件費（賃上げ分）の上昇分を、適切に製品やサービスの価格に反映させること。これができなければ、企業の利益は圧迫され、事業の継続が困難になるだけでなく、将来の投資やさらなる賃上げの原資も失われる。

# 事業継続・成長のためには



# 02

## 国・茨城県が応援！

### 賃上げに関する支援

成長する社会（物価が上がる社会）の到来

労働者の生活向上、安心して働ける  
社会実現のための最低賃金UP



# 国：賃金引上げ特設ページ（厚生労働省HP）

国の助成金等の支援策、様々な企業の取り組み事例、地域・業種・職種ごとの平均賃金情報等賃金引上げ関連情報を紹介



## 国：賃金引上げを支援！

<h3>① 業務改善助成金</h3> <p><b>問い合わせ先</b> ・業務改善助成金コールセンター 0120-366-440（平日 9:00～17:00） ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p>  <p>事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。</p>	<h3>② キャリアアップ助成金</h3> <p><b>問い合わせ先</b> ・都道府県労働局長又はハローワーク</p>  <p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、職歴が求められている同一労働同一賃金に取り組みやすいいわゆる「年収の壁」を越えた働き方への対応に取り組みの際にも活用することができます。</p>
<h3>③ 中小企業向け賃上げ促進税制</h3> <p><b>問い合わせ先</b> ・中小企業税制サポートセンター</p>  <p>青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。</p>	<h3>④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）</h3> <p><b>問い合わせ先</b> ・日本政策金融公庫 0120-154-505</p>  <p>事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組み中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。</p>
<h3>⑤ 賃上げ貸付利率特例制度</h3> <p><b>問い合わせ先</b> 日本政策金融公庫 0120-154-505</p> <p>公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組み中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間は、利率を0.5%控除します。</p> 	

# 国：生産性向上を支援！（1）

## ⑥ 固定資産税の特例措置

### 問い合わせ先

<先施設備等導入計画の作成等について>  
・先施設備等の導入先の市区町村  
<税期について>  
・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先施設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

## ⑧ 中小企業経営強化税制

### 問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主税大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

## ⑦ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

### 問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

## ⑨ 中小企業省力化投資補助金

### 問い合わせ先

・中小企業省力化投資補助事業コールセンター  
0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜  
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一貫型」により、省力化投資を後押しします。

厚生労働省 賃金引上げ特設ページより <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

# 国：生産性向上を支援！（2）

## ⑩ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP電話等からのお問い合わせ)  
賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大膽な投資を支援します。



## ⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

### 問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター  
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝  
日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

## ⑬ 事業承継・M&A 補助金

### 問い合わせ先（補助金事務局）

・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠  
050-3145-3812  
・事業承継促進枠 050-3192-6274  
・PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

## ⑫ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

### 問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局  
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

## ⑭ 小規模事業者持続化補助金

### 問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>  
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照  
[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/)  
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>  
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307  
<https://r6.jizoku-kaishojokin.info/>



小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



厚生労働省 賃金引上げ特設ページより <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

# 国：取り組み事例

厚生労働省 賃金引き上げ特設ページでは様々な企業の取り組み事例などを多数紹介



## 茨城県：いばらき賃上げ支援金の拡充

最低賃金審議会の答申も考慮し「いばらき賃上げ支援金」について、支給要件緩和により、制度を利用しやすくすることが検討され、**対象労働者の範囲の拡大**、**申請方法の改善**が図られました。

いばらき賃上げ支援金	<p>①従来の「いばらき賃上げ支援金」は対象者の範囲が賃金引き上げ前の時間給が<b>1005円～1010円</b>の労働者でしたが、<b>地域賃上げ加算支援コース</b>を新設し対象者を賃金引き上げ前<b>時間給1005円～1068円</b>と広がることになりました。</p> <p>②申請がWEBのみとなっていましたが、<b>書類の郵送</b>でも行うことができるように準備中です。</p>
------------	--

## 茨城県：いばらき業務改善奨励金の拡充

最低賃金審議会の答申も考慮し「いばらき業務改善奨励金」について、支給要件緩和により、制度を利用しやすくすることが検討され、**対象労働者の範囲の拡大が図られました。**

### いばらき業務改善奨励金

- ・従来は事業場内最低賃金1,040円以上への引き上げが要件とされていましたが、2025年10月12日以降は、国助成金と同じ**30円の引き上げのみに条件緩和**されます。  
※国助成金の10/12以降の募集が開始された場合（現時点で未定）

# 03

## 「いばらき賃上げ応援！パッケージ」

# いばらき賃上げ応援！パッケージの概要

国・県がお金（資金面）、無料の専門家のサポートで賃上げ価格転嫁をサポート

	賃上げ・生産性向上 働き方改革など	価格転嫁・その他 中小企業の支援
お金	助成金 補助金 貸付 税制関連施策	助成金 補助金 税制関連施策
専門家のサポート <b>無料で！</b> 専門家に相談できる 専門家が来てくれる	茨城働き方改革 推進支援センター (社会保険労務士)	茨城県価格転嫁相談窓口 (中小企業診断士)  ・茨城県よろず支援拠点 (中小企業診断士等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律、ガイドライン</li> <li>○ 説明会・個別相談会 … 県内全エリアで5回！+YouTube配信</li> <li>○ 賃上げ対応特設ページ（茨城県HP）</li> </ul>	

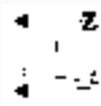
## 賃上げ応援パッケージ（助成金）

生産性の向上（人・設備への投資など）、非正規労働者への処遇改善を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援する助成制度

茨城県	茨城労働局	
<p>★いばらき業務改善奨励金</p> <p>業務改善助成金（国）の自己負担額の2分の1を助成します。</p>	<p>★業務改善助成金</p> <p>事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。</p>	<p>★働き方改革推進支援助成金</p> <p>労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。</p>
<p>★いばらき賃上げ支援金 賃上げ支援コース</p> <p>1時間当たり1005～1010円から35円以上の賃上げを行った中小企業等に労働者1人あたり5万円（非正規3万円）を助成します。</p>	<p>人材開発支援助成金</p> <p>職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。</p>	<p>キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)</p> <p>非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。</p>
<p>★いばらき賃上げ支援金 地域賃上げ加算支援コース</p> <p>1時間当たり1068円以下の労働者の賃金を1074円以上に引き上げた中小企業等に労働者1人あたり5万円（非正規3万円）を助成します。</p>	<p>人材確保等支援助成金</p> <p>人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します</p>	<p>より高い処遇への労働移動等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)</li> <li>・特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)</li> <li>・早期再就職支援等助成金。</li> </ul>

# 賃上げ応援パッケージ（情報サイト・専門家支援）

国・県は事業者の皆様の状況に合わせてご利用いただける無料相談窓口や情報サイト、説明会や無料相談会を実施

<p><b>国_賃上げ対応特設ページ</b></p> <p>厚生労働省 賃金引上げ特設ページでは国の助成金等の支援策や様々な企業の取り組み事例なども紹介しています。</p> 	<p><b>無料相談窓口（生産性向上）</b></p> <p>生産性向上等についてのお困りごとや相談に中小企業診断士等の各専門家が無料相談・伴走支援します。</p> <p>茨城県よろず支援拠点 029-224-5339（平日8:30-17:15）</p>	<p><b>無料相談窓口（価格転嫁）</b></p> <p>価格転嫁についてのお困りごとや相談に中小企業診断士が無料相談・伴走支援します。</p> <p>茨城県価格転嫁相談窓口 029-233-6737（平日9:00-17:00） 水戸市三の丸1丁目5番18号 （株式会社常陽産業研究所内）</p>
<p><b>県_賃上げ対応特設ページ</b></p> <p>茨城県ホームページ内に賃上げ関連情報を横断的に集約した特設ページを設置します。</p> 	<p><b>無料相談窓口（労務関連）</b></p> <p>業務改善助成金、いばらき賃上げ支援金その他、労務管理等についてのお困りごとや相談に社会保険労務士が無料相談・伴走支援します。</p> <p>茨城働き方改革推進支援センター （茨城県社会保険労務士会2F） 0120-971-728（平日9:00-17:00） 水戸市河和田1丁目2470-2</p>	<p><b>説明会・無料相談会</b></p> <p>県内5か所で実施、専門家が直接対応します。</p> <p>お申し込みはこちら→</p> 

## パッケージの支援体制

- 茨城県
- 茨城労働局
- 茨城県社会保険労務士会
- 茨城県 中小企業診断士協会

今回、賃上げ支援パッケージの支援体制強化のため、**茨城中小企業診断士協会**、**茨城県社会保険労務士会**の2つの国家資格団体も主催に加わっています。

団体名	資格名	支援パッケージにおける役割
茨城県中小企業診断士協会 <a href="https://iba-smeca.com/">https://iba-smeca.com/</a> 	中小企業診断士	中小企業診断士は経営コンサルティングに関する国家資格です。企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスを行います。価格転嫁や生産性向上に関する相談伴走型でお応えします。
茨城県社会保険労務士会 <a href="https://www.ibaraki-sr.com/">https://www.ibaraki-sr.com/</a> 	社会保険労務士	社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律を専門とする国家資格です。企業の労務管理、社会保険手続、就業規則の作成等の支援行っています。 業務改善助成金やいばらき賃上げ支援金の申請のサポート、人手不足対応等に関する相談などに伴走型でお応えします。 ・茨城働き方改革推進支援センター

# 04

## 助成金・支援金の上手い使い方

# 業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げ
 + 
 設備投資等
 = 
 業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ幅	助成上限額		
		1,000円未満	1,000円以上	
30円 コース	10円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上	120万円	130万円
45円 コース	10円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上	180万円	180万円
60円 コース	10円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上	300万円	300万円
90円 コース	10円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

助成率	助成率
1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

### 【事例】

4人を1010円→1080円（70円UP） 助成上限額190万円  
 200万円の設備投資×3/4（助成率） 助成率上限150万円

助成上限額190万円 > 助成率上限150万円



詳細はリンク先  
厚生労働省HPでご確認ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

## 業務改善助成金の活用イメージ①\_小売業

業務改善事例	セミセルフPOSレジの導入による レジ業務の効率化
--------	------------------------------

課題	購入代金や釣銭の受け渡しまですべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができた状況だった。	対応	レジ業務を効率化し、お金の直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。
----	---	----	---



セミPOSレジ導入費：300万円（150万×2台）

23人を1040円→1100円 助成上限額230万円  
 300万円×3/4（助成率）＝助成率上限225万円

助成上限額230万円 > 助成率上限225万円

設備導入にかかった費用：70万円（300万円-230万円）



<https://www.mhlw.go.jp/content/000935033.pdf>

実施概要	商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。	成果	レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。
------	---	----	--

## 業務改善助成金の活用イメージ②\_介護事業

業務改善事例	巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減
--------	------------------------------------

課題	利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。	対応	利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。
----	--	----	--



車両・モニター等購入費：300万円

1人を1040円→1140円 助成上限額 **170万円**  
 300万円×3/4（助成率）＝助成率上限 **225万円**



<https://www.mhlw.go.jp/content/000935033.pdf>

助成上限額 **170万円** < 助成率上限225万円

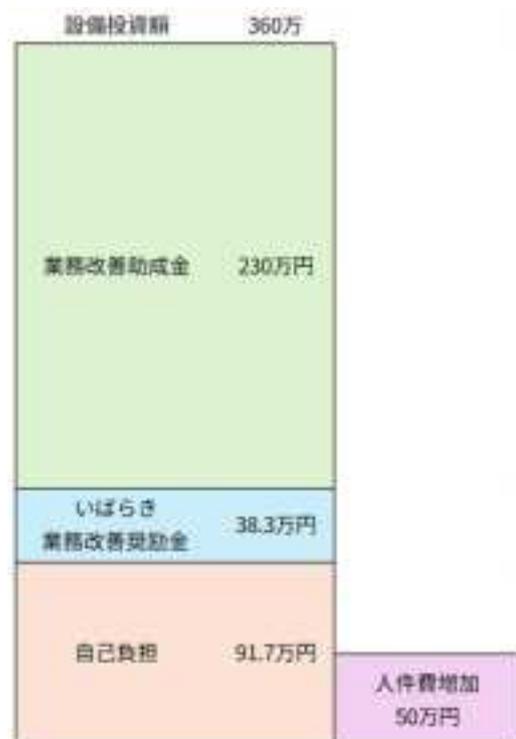
設備投資にかかった費用： **130万円**（250万円-170万円）

実施概要	ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。	成果	巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。
------	--	----	---

31

## 業務改善助成金といばらき業務改善奨励金の活用事例

**茨城県限定！国の助成制度に加えて活用することでこのような効果が！**  
**賃上げと設備投資を計画的に行うことで、生産性向上が低予算で実現できます！**



2025年 7名の従業員の賃金を60円引上げ、360万の設備投資を行ったケース

設備投資にかかった費用： **360万円**

業務改善助成金（国上限額） **230万円**（360万×3/4>230万）

設備投資にかかった費用 **130万円**

いばらき業務改善奨励金（県上限額） **38.3万円**（360万×1/8>38.3万円）

設備投資にかかった費用（最終） **91.7万円**（内訳 360万-230万-38.3万）

もともと予定していた設備投資が360万かかるところ 91.7万円で実現！

60円引上×7人×月100時間労働＝月42,000円（年間約**50万円**の賃金増）

# 業務改善助成金の活用イメージ\_複数年利用

2024年 在庫管理システム導入 5名50円引き上げ 45円コース利用

50円引上×5人×月100時間労働=月25,000円 (年間約30万円の賃金増)

システムの導入費用に本来かかる費用：200万円

助成を受けた金額 140万円 (200万×3/4>140万 (国上限額) )

いばらき業務改善奨励金の助成額：23.3万円 (200万×1/8>23.3万 (県上限額) )

設備投資にかかった費用 36.7万円 (200万-140万-23.3万)

2025年 生産用マシン増設 7名60円引き上げ 60円コース利用

60円引上×7人×月100時間労働=月42,000円 (年間約50万円の賃金増)

設備投資にかかった費用：360万円

助成を受けた金額 230万円 (360万×3/4>230万 (国上限額) )

設備投資にかかった費用 130万円

いばらき業務改善奨励金の助成額 38.3万円 (360万×1/8>38.3万円 (県上限額) )

設備投資にかかった費用 (最終) 91.7万円 (内訳 360万-230万-38.3万)

## 業務改善助成金の申請の流れ

業務改善助成金の申請は順番が大切です。

①計画(交付申請要届出)②実施③支給申請

NO	項目	提出先	補足
1	交付申請書の提出	労働局	賃上計画、設備購入の見積もり
2	交付申請の審査		労働局にて交付申請書の内容の審査
3	交付決定通知		労働局から交付決定通知が届く
4	就業規則の変更・届出	労働基準監督署	事業場内最低賃金の規定の改訂・届出
5	計画の実施		賃上げ(交付申請書提出後)、設備導入(交付決定後)、支払(振込)
6	事業実績報告・支給申請	労働局	事業実施完了後1か月以内に報告
7	支給申請の審査		労働局にて支給申請書の内容の審査
8	交付額決定通知		労働局から交付額決定通知が届く
9	助成金支給		助成金が支給される
10	状況報告	労働局	①又は②のいずれか遅い日から起算して1月以内 ①賃金額を引き上げてから実績報告手続きを行った日の前日 ②賃金額を引き上げてから6月を経過した日

### ポイント!

労働局の助成金交付申請書の審査後、交付決定通知が事業主へ送付されます。  
※例年3カ月程度かかります。

1.賃金引き上げ計画に基づき事業所内最低賃金の引き上げを行う  
・助成金交付申請書が労働局に到達後であれば交付決定通知が届く前でも可  
※就業規則の変更要

2.事業実施計画に基づき設備投資等を行う  
※交付決定通知の後!でない×  
※支払いは振り込みで行う!

※令和8年1月31日までに完了する必要有。  
※完了が3月末日となる場合も労働局に相談して認められる場合有。  
※人数、引上げ賃金額、設備の内容等に変更がある場合は事業計画変更申請書を労働局に提出(様式第3号)

働き方改革推進支援センターで助成金のWEBセミナーを実施します。

開催予定はこちらでご確認ください



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ibaraki/>

# 業務改善助成金の申請書類について

業務改善助成金の交付申請（計画届出時）と支給申請時に必要な書類の一覧です。

★印はQRリンク先に詳細な申請書記入例あり

## 【①交付申請時\_提出書類】

- ❑ 交付申請書（様式第1号）★
- ❑ 国庫補助金所要額調書（様式第1号 別紙1）★
- ❑ 事業実施計画書（様式第1号 別紙2）★
- ❑ 助成対象経費の見積書写し（10万円超える場合2社で相見積）
- ❑ 購入商品のカタログ、パンフレット
- ❑ 申請直前月の6か月の賃金台帳の写し



申請書記入例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001497081.pdf>

## 【②事業実績報告・支給申請時\_提出書類】

- ❑ 支給申請書（様式第10号）★
- ❑ 国庫補助金清算書（様式第9号 別紙1）★
- ❑ 事業実施結果報告（様式第9号 別紙2）★
- ❑ 賃金引上げ前後の労働者の賃金台帳の写し
- ❑ 改正後の就業規則の写し（事業場内最低賃金規程含む）
- ❑ 請求書、領収書の写し
- ❑ 振込記録が分かる通帳等の写し
- ❑ 設備投資に関する納品書、写真

賃金台帳、就業規則の作成方法  
交付申請書、支給申請書等の  
記入方法などお困りの際は

茨城働き方改革推進支援センターの

- ・ 無料個別訪問支援
- ・ 電話相談サービスをご利用ください

茨城働き方改革推進支援センター

☎ 0120-971-728 平日9:00-17:00

## いばらき業務改善奨励金の申請漏れに注意！

※1/30までにこれから取り組んで頂きたいこと

・ 2025年度、国の業務改善助成金の申請を行っている場合、県の奨励金も合わせて活用できる可能性があります。

・ 業務改善助成金（国）の自己負担額の2分の1が助成されます（上限あり）。

※10/12以降の賃上げ分について、国の業務改善助成金の募集開始時期等は未定です

支給対象者	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等。 ※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む
支給要件	1：以下、ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：2024年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること（従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象） イ：2024年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること（2025年10月11日まで）  2：業務改善助成金（国）を活用すること ※茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付確定・支給決定通知を受けること
助成額	助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の2分の1を支援 助成上限額：最大100万円（引上げ額及び引き上げる労働者数による）



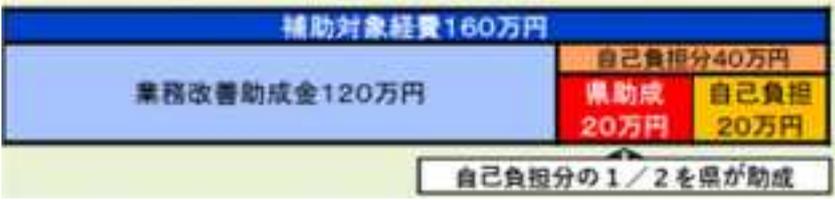
詳細はQRのリンク先でご確認ください

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html>

# いばらき業務改善奨励金（助成額）

業務改善助成金（国）の自己負担額の2分の1が助成されます。

国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合
県助成率	1/8	1/10	1/20



詳細はQRのリンク先でご確認ください



<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html>

国の助成率3/4 対象者7名の賃金を60円引き上げた場合  
いばらき業務改善奨励金の補助上限額は38.3万円となります。  
表のケースの場合 助成率による上限は20万円となっていることから  
20万円<38.3万円<20万円の助成となります。

賃上げ率 引上げ額	対象となる 従業員数	成果目標の上限額		
		賃上げ率3% 引上げ額	賃上げ率4% 引上げ額	賃上げ率5% 引上げ額
30円以上	1人	30,000	30,000	17,000
	2~3人	100,000	75,000	33,000
	4~8人	150,000	113,000	50,000
	9~19人	117,000	85,000	39,000
	20~49人	167,000	125,000	56,000
	50人以上	167,000	125,000	56,000
40円以上	1人	75,000	50,000	25,000
	2~3人	113,000	100,000	44,000
	4~8人	117,000	80,000	39,000
	9~19人	183,000	138,000	61,000
	20~49人	167,000	125,000	56,000
	50人以上	233,000	175,000	78,000
50円以上	1人	100,000	75,000	39,000
	2~3人	183,000	113,000	61,000
	4~8人	190,000	113,000	50,000
	9~19人	267,000	205,000	83,000
	20~49人	250,000	188,000	83,000
	50人以上	317,000	236,000	106,000
60円以上	1人	183,000	138,000	61,000
	2~3人	267,000	205,000	83,000
	4~8人	250,000	188,000	83,000
	9~19人	383,000	286,000	125,000
	20~49人	500,000	375,000	167,000
	50人以上	500,000	375,000	167,000
70円以上	1人	250,000	188,000	83,000
	2~3人	283,000	213,000	94,000
	4~8人	250,000	188,000	83,000
	9~19人	420,000	300,000	133,000
	20~49人	420,000	316,000	150,000
	50人以上	483,000	363,000	161,000
80円以上	1人	750,000	560,000	230,000
	20人以上	1,000,000	750,000	316,000

※事業計画等に「賃上げ率3%」「賃上げ率4%」の目標が設定されている場合は、上記の賃上げ率に準じて助成率を決定する。

## 働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮・年休促進支援コース）の概要

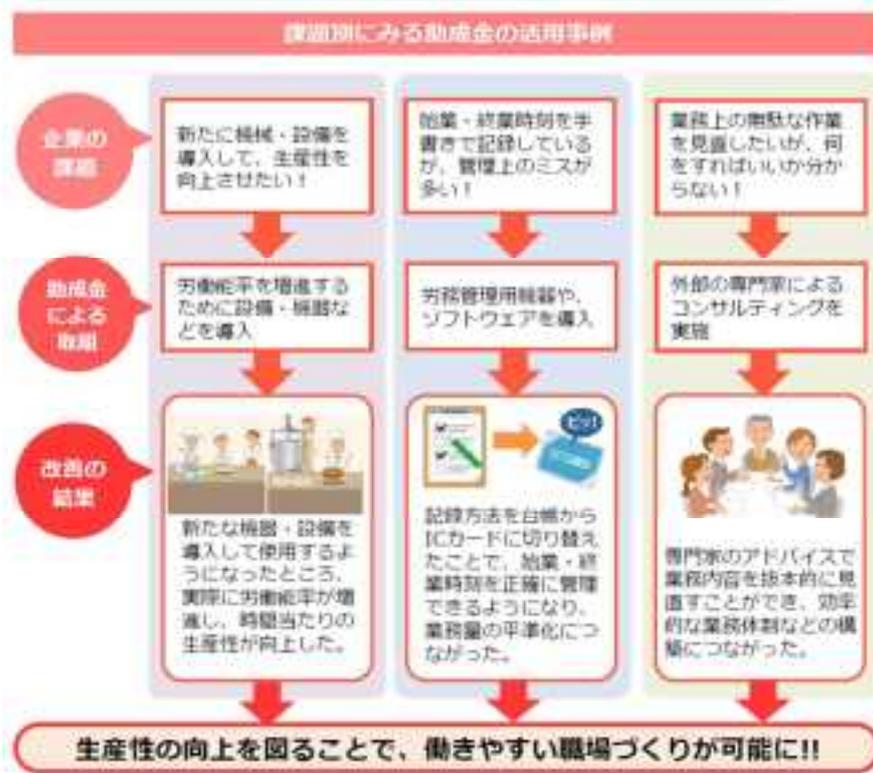
詳細はQRのリンク先でご確認ください

働き方改革推進支援助成金とは時間外労働の縮減や、年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。成果目標の達成状況に応じて助成対象となる取組の実施に要した経費の一部が助成されます。

<p>支給対象企業</p>	<p>労働者災害補償保険の適用事業主で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している、次の①から③の成果目標を1つ以上実施する中小企業事業主</p> <p>①月60時間を超える特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させ、労働基準監督署に届出すること ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要領で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること</p>																										
<p>助成額</p>	<p>1. 成果目標①の上限額</p> <table border="1"> <tr> <th>事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組</th> <th>事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組</th> </tr> <tr> <td>特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されている事業主</td> <td>特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されていない事業主</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>2. 成果目標②の上限額：25万円 3. 成果目標③の上限額：25万円</p> <p>4. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算 常時使用する労働者数が30人を超える場合に、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます（※5、7、8）。</p> <table border="1"> <tr> <th>賃上げ率</th> <th>1~3人</th> <th>4~9人</th> <th>10~19人</th> <th>20~29人</th> </tr> <tr> <td>2%以上を上げ</td> <td>6万円</td> <td>12万円</td> <td>20万円</td> <td>1人当たり2万円（上限60万円）</td> </tr> <tr> <td>3%以上を上げ</td> <td>24万円</td> <td>48万円</td> <td>80万円</td> <td>1人当たり8万円（上限240万円）</td> </tr> <tr> <td>4%以上を上げ</td> <td>36万円</td> <td>72万円</td> <td>120万円</td> <td>1人当たり12万円（上限360万円）</td> </tr> </table> <p>（※7）常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2割の上限額が加算されます。</p>	事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組	事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組	特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されている事業主	特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されていない事業主	150万円	100万円	賃上げ率	1~3人	4~9人	10~19人	20~29人	2%以上を上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）	3%以上を上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）	4%以上を上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）
事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組	事業計画等に特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組																										
特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されている事業主	特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる取組が実施されていない事業主																										
150万円	100万円																										
賃上げ率	1~3人	4~9人	10~19人	20~29人																							
2%以上を上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）																							
3%以上を上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）																							
4%以上を上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）																							

# 働き方改革推進支援助成金

## (労働時間短縮・年休促進支援コース) の活用事例



### 助成対象となる取組 ～いづれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
  - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
  - ③ 外部専門家によるコンサルティング
  - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
  - ⑤ 人材確保に向けた取組
  - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
  - ⑦ 労働生産性の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)
- (※2) 研修には、勤務時間インターバル制度に関するもの及び業務改善も含みます。  
 (※4) 長時間労働削減対策に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの導入費用が対象となります。詳しくは申請マニュアルをご確認ください。

【参考】  
 旧36協定 (特別条項 月80時間)  
 新36協定 (特別条項 月60時間) 上限額100万円

年次有給休暇の計画的付与制度導入 +25万円  
 時間単位年休・特別休暇導入 +25万円  
 対象労働者5名5%賃上 +48万円×2 (30名未満)  
上限額 246万円 (100+25+25+96)  
 設備投資 350万×3/4 ※262.5万  
 246万<262.5 246万の助成

## その他「賃上げ」支援助成金について

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人あたり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- 採用のポイント** 非正規雇用労働者の賃上げ
- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
  - ・中小企業、大企業どちらも利用可能
  - ・新卒、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
  - ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに設定した場合は助成額を加算

(※1) 対象内の企業は、大企業の場合の助成額、1年あたり事業所あたりの有期雇用労働者数は100人以上。

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	受講者1人1回あたり 500円~1000円
②経費助成率	訓練経費の4.5%~100% (※2) 助成率による助成の場合、 24万円~30万円
③OJT実施助成額	1人3コースあたり 12万円~25万円

- 採用のポイント** 職業訓練+経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)
- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
  - ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
  - ・中小企業、大企業どちらも利用可能
  - ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※) 訓練コースメニューによって助成率・額が異なり、①のみが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001512871.pdf>



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## その他「賃上げ」支援助成金について②

### 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

### 産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成します。

### 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)

高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年齢などの就職困難者を、就労経験のない職種で雇入れ継続して雇用する、以下のいずれかの事業主に通常の1.5倍の助成金を支給します。  
①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ  
②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施。

### 早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
「賃上げ」支援助成金パッケージ

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html)

# 05

申請しやすい！  
いばらき賃上げ支援金

## いばらき賃上げ支援金 賃上げ支援コースの概要

2025年4月1日～2025年10月11日までの期間に

時給1005～1010円の労働者の時間給を35円以上（1時間当たり）に引き上げた中小企業等を対象に労働者1人あたり5万円（非正規の場合3万円）が支給されます。

支給対象者	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等。 ※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む
支給要件	①賃上げの対象時期 2025年4月1日から2025年10月11日まで ※申請は1事業者につき1度のみとなります。 ②賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。 ③賃上げ額 (ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が「最低賃金+5円」※以内の労働者の賃金を35円以上引き上げること ※茨城県最低賃金1,005円(2025年最低賃金発効後は引き上げ基準額も変更となります。) (イ)申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が1,040円以上であること (ウ)引上げ後の賃金水準以上を1年間継続すること
給付金の支給額	正規雇用労働者 1人あたり5万円 非正規雇用労働者 1人あたり3万円(1事業所当たり最大 50万円)

## いばらき賃上げ支援金 地域賃上げ加算支援コースの概要

2025年4月1日～2025年10月12日までの期間に

時給1068円以下の労働者の時間給を1074円以上（1時間当たり）に引き上げた中小企業等を対象に労働者1人あたり5千円（非正規の場合3千円）が支給されます。

支給対象者	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等。 ※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む
支給要件	①賃上げの対象時期 2025年4月1日から2025年10月12日まで ②賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。 ③賃上げ額 (ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が1068円以下の労働者の賃金を1074円以上に引き上げること (イ)引上げ後の賃金水準以上を1年間継続すること
給付金の支給額	正規雇用労働者 1人あたり5000円 非正規雇用労働者 1人あたり3000円(上限金額無し)

# いばらき賃上げ支援金の申請漏れに注意！

※2026年1月30日までにこれから取り組んで頂きたいこと

- ・週の労働時間20時間以上の労働者の方の賃金を確認してみましょう。
- ・2025年10月11日までに時間単価1074円以上に引き上げている従業員がいる場合は併給の対象になる可能性があります。

取組み期間	2025年4月1日～10月11日	2025年4月1日～10月12日
昇給前の時給	1005円～1010円	1005円～1068円
昇給後の時給	昇給前の時給+35円以上	昇給後1074円以上
昇給のタイミング	2025年10月11日まで	2025年10月12日まで
対象コース	賃上げ支援コース 地域賃上げ加算支援コース の併給が可能 ※1,074円まで引き上げた 場合	地域賃上げ加算支援コース

## いばらき賃上げ支援金 申請手順と必要書類（参考資料）

### 【申請手順】

- ①申請書類の作成・準備
- ②ホームページの申し込みもしくは書類送付による申請（2026年1月30日まで）
- ③審査
- ④給付金振込（申請書類の受理から給付金の振込まで2か月程度）

### 【申請書類】

申請サポート：茨城働き方改革推進支援センター ☎0120-971-728 平日9:00-17:00

1	★申請書兼請求書（様式第1号）	※本資料に記載例あり（ホームページに掲載予定）
2	★支給対象労働者一覧（様式第3号）	※本資料に記載例あり（ホームページに掲載予定）
3	★口座振替依頼書・兼委任状	※本資料に記載例あり（ホームページに掲載予定）
4	労働条件通知書又は雇用契約書の写し	賃金改定時（改定後金額の記載）のもの
5	賃金台帳の写し	賃金改定前月及び賃金改定月分
6	預金通帳の写し等	支援金振込先の口座に関する情報 （金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類
7※	履歴事項全部証明書	法人の場合（申請日から3か月以内のもの）
7※	直近の確定申告書	個人の場合（「青色申告」又は「白色申告」の写し）

# いばらき賃上げ支援金 申請書記入例1 (申請書兼請求書①)

様式第1号(法人) (第85版) 茨城県労働局 茨城県労働部 大井川 和彦 課

いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書

いばらき賃上げ支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請コース 申請するコースにチェック印(☑)を入力してください。  
両コースの要件を満たさず賃上げを行った場合は、どちらにも申請が可能です。

(1) 賃上げ支援コース  
(07,4,1~07,10,1)に1,000円以内から35万円以上引き上げた場合)

ア. 対象労働者数  正規 1人  非正規 2人 計 3人

イ. 支援金申請額 110,000円 (A)  
※対象労働者数(正規)×50,000円  
対象労働者数(非正規)×30,000円 (上限9万円)

(2) 地域賃上げ加算支援コース  
(07,4,1~07,10,1)に1,000円以下から1,074円以上に引き上げた場合)

ア. 対象労働者数  正規 2人  非正規 5人 計 7人

イ. 支援金申請額 25,000円 (B)  
※対象労働者数(正規)×5,000円  
対象労働者数(非正規)×3,000円

2. 支援金申請額(両コース合計) 135,000円 (A+B)

①提出日を記入します  
※2026年1月30日までに申請

②対象コースにチェックを入力します  
※併給可、両方申請する場合は両方に☑

③対象労働者を正規(正社員)  
・非正規人ごとに人数を記入します

部分は自動入力されます

# いばらき賃上げ支援金 申請書記入例1 (申請書兼請求書②)

## 【法人の場合】

3. 申請経路書

①	法人(本社)所在地 〒310-0000 茨城県水戸市〇〇町123-4
	フリガナ カブシキガイシャ イバラキブツヤン 法人名 株式会社いばらき物産
②	フリガナ ダイヒョウトリシマヤマク コリゴト ロウドウ ナロウ 代表者の職 代表取締役 代表者氏名 労働 太郎
③	事業所所在地 茨城県水戸市〇〇町123-4 フリガナ カブシキガイシャ イバラキブツヤン 事業所名 株式会社いばらき物産
④	業種 <input type="checkbox"/> A. 農業・林業 <input type="checkbox"/> H. 平越産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> B. 漁業 <input type="checkbox"/> I. 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> C. 鉱業・採石業・石料採取業 <input type="checkbox"/> M. 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> D. 建設業 <input type="checkbox"/> N. 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> E. 製造業 <input type="checkbox"/> O. 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> F. 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> P. 運輸・郵便 <input type="checkbox"/> G. 情報通信業 <input type="checkbox"/> Q. 業種サービス業 <input type="checkbox"/> R. 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> S. サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> T. 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> U. その他(他に分類されるものを除く) <input type="checkbox"/> J. 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> Y. 分類不明の産業
⑤	担当者氏名 労働 太郎 電話番号 025-301-xxxx メールアドレス toukei@ibaraki-xx-xx.jp 担当電話番号(社中連絡先) 025-301-xxxx
⑥	臨時使用する労働者数 10人
⑦	確認事項 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ 人事労務と連携が確保できず、申請内容から取捨選択による対応が必要となる可能性があります。 (申請内容に留意してください)

①法人の場合、本社の住所  
※個人事業の場合、申請書が異なります。

②代表者の役職と氏名を記入します。

③事業所の所在地・事業所名を記入します。  
※①と同じ場合は「同上」と記入します。

④該当する業種にチェックします。  
※複数事業運営の場合は主たる事業1つのみを選択。  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/s\\_eido/sangyo/R05koumokuusetsumei.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/s_eido/sangyo/R05koumokuusetsumei.html)



⑤担当者の氏名・電話番号・メールアドレスを記入します。  
※申請内容について説明ができる方

⑥労働者数を記入します。  
※労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

⑦ほかにも助成金等の申請を行っている場合は記入します。

# いばらき賃上げ支援金 申請書記入例1 (申請書兼請求書②)

## 【個人の場合】

3. 申請書様式

①	申請者 所在地	〒
②	フリガナ 申請者氏名	
③	事業所所在地 所属業種 事業名と異なる	〒
	フリガナ 事業名 (屋号)	
④	業種	<input type="checkbox"/> 1. 農業・林業 <input type="checkbox"/> 2. 漁業 <input type="checkbox"/> 3. 鉱業・採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 4. 建設業 <input type="checkbox"/> 5. 製造業 <input type="checkbox"/> 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 7. 情報通信業 <input type="checkbox"/> 8. 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 9. 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 10. 情報サービス業 <input type="checkbox"/> 11. サービス業(別記分類されるものを除く) <input type="checkbox"/> 12. 労働者数不明
⑤	担当者 フリガナ メールアドレス 電話番号 (日中連絡先)	〒
⑥	労働者数	10
⑦	確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 申請書に提出書類がないこと <input type="checkbox"/> 2. 申請書に提出書類がないこと <input type="checkbox"/> 3. 申請書に提出書類がないこと

- ①申請者（事業主）の住所を記入します。
- ②申請者（事業主）の氏名を記入します。
- ③事業所の所在地を記入します。  
※①と同じ場合は「同上」と記入します。  
なお、事業所名（屋号）は記入必須です。
- ④該当する業種にチェックします。  
※複数事業運営の場合は主たる事業1つのみを選択  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/s\\_eido/sangyo/R05koumokusetsumei.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/s_eido/sangyo/R05koumokusetsumei.html)
- ⑤担当者の氏名・電話番号・メールアドレスを記入します。※申請内容について説明ができる方
- ⑥労働者数を記入します。  
※労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ⑦ほかにも助成金等の申請を行っている場合は記入します。



# いばらき賃上げ支援金 申請書記入例1 (申請書兼請求書③)

宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合には、チェックの「」を記入してください。  
(※申請時には、全ての項目にこの記号が必要ですが、申請内容に該当しない場合は、選択しなくても構いません。)

- 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ前の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
- 中小企業基本法（昭和22年法律第104号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であり、法人税法（昭和43年法律第24号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当しません。
  - ① 次条の1号から3号のいずれかに該当するものを除く。
  - ② 株式会社及び有限会社、連合及び任意組合を主目的とするもの（同法第5条、同法第6条）
  - ③ 特定団体の構成員又は特定団体の役員のみを目的とする権利関係、相互関係等を主目的とするもの
  - ④ 特定個人が主目的、経済的支配を目的とするもの（同法第7条）
  - ⑤ 茨城県及び県内の町村の行政機関団体
  - ⑥ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、連帯責任の大半を法的責任から持っている法人等
  - ⑦ みなし法人等
  - ⑧ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
- 県内に本社若しくは主たる事業所がある。又は県内に支店若しくは事業所等の事業所がある事業所に該当します。
- 県内の事業所に常時雇用する労働者を3人以上雇用しています。
- 申請日時点において、茨城県内に支店はありません。
- 過去1年、都道府県、市町村等の助成事業等において、不正受給による不正戻決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- 過去1年間に重大な法令違反等はありません。
  - ① 重大な法令違反等とは、以下の種別が該当します。
  - 違法行為による罰則の適用を受けた。労働基準監督署により違反の事実が検査官に通知された。消費者庁の指導命令を受けたなど。
- 労働基準法の規制及び事務の適正化率に関する法律（昭和22年法律第122号）第2条第5項に規定する「他業種関連特種事業」を行っていません。
- 茨城県労働関係条例（平成22年茨城県条例第28号）第2条第1号から第5号に規定する雇労働者又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に協力及び協力団員が実質的に関与していません。
- 会社更生法（平成54年法律第104号）及び民事再生法（平成11年法律第215号）第1条に基づき再生または更生手続を行っている者に該当しません。
- 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が明らかな場合は、支給決定の取消、支援金の返還等に当たります。
- 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。また、知事から審査・立寄検査の求めがあった場合は速やかに対応します。

- 宣誓・同意事項で全ての項目にチェックが入らない場合は申請対象とはなりません。
- ※個人事業の場合様式が異なります。

# いばらき賃上げ支援金 申請書記入例2 (支給対象労働者一覧)

事業者(事業所)名

No.	氏名	支給 期間	賃金引上げ年月日 次1	賃金額(時給額)		引上げ額 (A-B)	時給額の算出式	対象コース	
				賃金引上げ前 (A)	賃金引上げ月 の算出額 (B)				
1	新茨城 太郎	正規	平成27年10月1日	1000円	1010円	10円	引上げ前: (170,000円÷12ヵ月) ×15時間×時間額=1,020円 引上げ後: (180,000円÷12ヵ月) ×15時間×時間額=1,050円	地域賃上げ加算支 援コース	
2	新茨城 次郎	非正規	平成27年10月1日	1070円	1068円	2円	引上げ前: 1.時給あたり1,070円 引上げ後: 1.時給あたり1,074円	賃上げ支援コース 及び地域賃上げ加算 支援コース	
3	新茨城 三郎	非正規	平成27年10月1日	1000円	1010円	10円	引上げ前: 1.時給あたり1,010円 引上げ後: 1.時給あたり1,020円 ※給与は概算し記録	地域賃上げ加算支 援コース	
4									
5									
新茨城 次郎 A				正規	平成27年10月1日	1070円	1000円	70円	最低賃金以下
新茨城 三郎 B				正規	平成27年10月1日	1070円	1070円	0円	申請対象外(時給超過)
新茨城 三郎 C				正規	平成27年10月1日	1100円	1100円	0円	申請対象外(時給超過)

正規雇用労働者  
ア 期間の定めのない労働契約を締結している者  
イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと  
ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者

賃上げ年月日  
申請時点で適用されている賃金額に引き上げられた日  
賃上げ支援コース: R7/4/1~R7/10/11まで  
地域賃上げ加算支援コース: R7/4/1~R7/10/11まで

(賃金額 時給額)  
・基本給以外の手当でも含みます。  
・月給制、時給制の場合は時給換算します。  
※計算方法の詳細は次ページ

対象コースを選択してください  
賃上げ支援コース  
地域賃上げ加算コース  
賃上げ支援コース及び地域賃上げ加算コース

※1 付録時給(※3)において記録した賃金引上げを行った場合は、申請時点で適用されている賃金額に引き上げられた賃金を記入すること。  
※2 賃上げ支援コースの場合: 令和7年4月1日からの令和7年10月11日まで  
※3 地域賃上げ加算支援コースの場合: 令和7年4月2日から令和7年10月11日まで  
※4 賃金引上げ前の時給(時給)を記入すること。  
※5 行方不明になった場合は、特記事項で記載すること。

対象外となる例  
①新茨城 ミス太郎A 引上げ前、引上げ後いずれかが最低賃金以下となっている。  
②新茨城 ミス太郎B 引上げ前の賃金が基準を超えている (賃上げ支援: 1010円、地域賃上げ: 1068円)  
③新茨城 ミス太郎C 引上げ年月日が対象期間外 (賃上げ支援: R7/4/1~10/10、地域賃上げ: R7/4/1~10/11)

## 時間あたり賃金額の計算方法①

### 1. 時間給の場合

時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額) ※基本給以外の賃金も含みます

- 【最低賃金の対象とならない賃金】
- (1) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
  - (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
  - (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
  - (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
  - (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
  - (6) 精皆動手当、通勤手当及び家族手当

### 2. 日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)  
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 ≥ 最低賃金額 (日額)

### 3. 月給の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

### 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 ≥ 最低賃金額 (時間額)

### 5. 上記1~4の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものが最低賃金額(時間額)となります。



# 時間あたり賃金額の計算方法②

## 1 月給制で支給されるAさんの賃金は？



基本給	150,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	220,000円
年間労働日数 250日	
労働時間/日 8時間	
〇〇県最低賃金 1,000円	

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月150,000円、職務手当が月30,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が220,000円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、

〇〇県最低賃金は時間額1,000円です。

Aさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

(1) Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当、時間外手当を除きます。

$$220,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 180,000円$$

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると。

$$(180,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1,080円 > 1,000円$$

となり、**最低賃金額以上**となります。

厚生労働省 賃金引上げ特設ページより <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

# 時間あたり賃金額の計算方法③

## 2 日給制と月給制の組み合わせで支給されるBさんの場合



基本給(日給)	6,000円
M月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	150,000円
年間労働日数 250日	
労働時間/日 8時間	
△△県最低賃金 950円	

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり6,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日働き、合計が150,000円となりました。なお、Bさんの会社は、1日の所定労働時間は8時間で、△△県最低賃金は時間額950円です。

Bさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

(1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

$$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$$

(2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると。

$$\text{基本給の時間換算額 } 6,000円 \div 8時間/日 = 750円/時間$$

$$\text{手当の時間換算額 } (25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円/時間$$

$$\text{合計の時間換算額 } 750円 + 150円 = 900円 < 950円$$

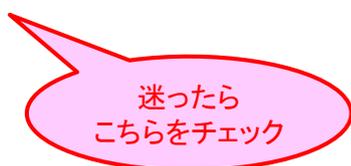
となり、**最低賃金額を下回る**こととなります。

# 最低賃金特設ページについて

茨城県ホームページ内に最低賃金特設ページを設置しています。  
特設ページでは最低賃金制度や国や県の様々な支援策、各種相談窓口について横断的に確認を頂くことが可能です。

最低賃金対応\_特設ページURL

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/saitei/saichin.html>



最低賃金制度について
国・県の支援策(助成金・奨励金・支援金等)
セミナー・個別相談会情報
各種相談窓口

## 県内5か所での説明会・無料相談会スケジュール

助成金の申請方法や生産性向上のヒントなど、専門家が直接ご説明・ご相談に応じます。参加は無料です。ぜひお知り合いにもご紹介ください。

エリア	会場	日付	時間
県央	茨城県開発公社	10月29日	14:00-16:00
県西	県西生涯学習センター	11月6日	14:00-16:00
県南	県南生涯学習センター	11月12日	14:00-16:00
県北	日立地区産業支援センター	11月14日	14:00-16:00
鹿行	鹿行生涯学習センター	11月19日	14:00-16:00

※県央会場のセミナーについて、後日、県HPにてアーカイブ配信を予定しております。



詳細はリンク先  
県HP特設ページでご確認ください

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/chingjin/kenshuu.html>

# 06

## 迷ったときの 無料！専門家サービス

### 茨城県価格転嫁相談窓口

物価高騰によるコスト上昇については、適正な価格に反映し、取引事業者全体で負担していくことが重要です。

県では、県内企業の適切な価格転嫁を促進するため、新たに価格転嫁に関する専門の相談窓口を設置いたしました。

価格転嫁について、お困りごとや相談がある場合は、以下の相談窓口まで電話または専用の相談フォームでお問い合わせください。**中小企業診断士が無料で相談**に対応いたします。

#### 【無料相談のお申し込み先】

茨城県価格転嫁相談窓口

〒310-0011 水戸市三の丸1丁目5番18号（株式会社常陽産業研究所内）

TEL：029-233-6737

（相談日時）

午前9時00分～午後5時00分まで（土日祝を除く）

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html>



## 茨城県よろず支援拠点

よろず支援拠点は、国（中小企業庁）が各都道府県に設置した「無料」の経営相談所で、売上拡大や経営改善等の課題解決に向け、一歩踏み込んだ専門的な提案を行います。

中小企業・小規模事業者等の経営課題を解決するため、中小企業・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するコーディネーターを配置し、相談者の方に寄り添いながら話を伺い、解決すべき真の課題を見つけ出し、今すぐに取り組めて、効果を実感できる解決策を提案します。

※相談は何度でも「無料」ですのでお気軽にご連絡ください。

【無料相談のお申し込み先】

茨城県よろず支援拠点（公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構内）

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35（茨城県産業会館9F）

TEL: 029-224-5339 FAX: 029-227-2586

E-mail: [yorozu@iis-net.or.jp](mailto:yorozu@iis-net.or.jp)

公式サイトURL: <https://www.iis-net.or.jp/page?kind=yorozu>



（相談日時）

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始等を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで

© 茨城県社会保険労務士会

59

## 茨城働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

茨城センターには約50名の県内の社会保険労務士が在籍し、長時間労働対策、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、

窓口での対面や電話・メールでの無料相談を行っています。

社労士による企業様への伴走型の無料個別訪問相談支援も行っております。

1つの相談テーマにつき1回2時間程度3回のご利用が可能です。

お気軽にご相談ください。

【無料相談のお申し込み先】

茨城働き方改革推進支援センター（受託者：全国社会保険労務士会連合会）

茨城県水戸市河和田1丁目2470-2 茨城県社会保険労務士会館2F

☎ 0120-971-728 平日9:00-17:00



© 茨城県社会保険労務士会

60

# 茨城働き方改革推進支援センター（賃上げ対応支援内容）

センター内に**賃上げ対応特別ブースを設置**し、**常駐する2名の社会保険労務士が相談対応**させていただきます。

県内50名の専門家が無料で貴社に訪問し、寄り添った支援を行います。

こんなお悩みがあれば、無料でお応えしますので是非迷わずセンターの支援をご利用ください。

- ・ いばらき業務改善助成金・いばらき賃上げ支援金の対象になる可能性があるか知りたい。
- ・ 業務改善助成金の活用に向けて準備を進めたい。

・ 申請書の書き方や添付書類の作成方法を教えてほしい。  
※就業規則・労使協定・雇用契約書・賃金台帳等の作成など伴走型で訪問支援します。

・ 採用がうまくいかず困っている。  
※媒体選定含め、求人手法や求人原稿の見直しまでアドバイスさせていただきます。

・ 賃上げに伴って賃金制度を見直したい、構築したい。  
社会保険労務士は国家資格の労務管理の専門家です。  
無料の相談サービスを是非ご利用ください。



茨城働き方改革推進支援センターの  
・ 無料個別訪問支援  
・ 電話相談サービスをご利用ください

茨城働き方改革推進支援センター  
☎ 0120-971-728 平日9:00-17:00

# 茨城働き方改革推進支援センター（WEBセミナー開催予定）

セミナー名	日付	時間帯
いばらき賃上げ支援金の支給申請手順について	2025/11/25(火)	11:00～12:00
賃金アップ×生産性向上_助成金活用セミナー① (業務改善助成金・いばらき業務改善奨励金)	2025/12/9(火)	10:30～12:00
いばらき賃上げ支援金の支給申請手順について	2025/12/9(火)	14:00～15:00
いばらき賃上げ支援金の支給申請手順について	2026/1/8(木)	14:00～15:00
賃金アップ×生産性向上_助成金活用セミナー① (業務改善助成金・いばらき業務改善奨励金)	2026/1/14(水)	14:00～15:00
賃金アップ×生産性向上_助成金活用セミナー② (働き方改革推進支援助成金)	2026/2/13(火)	14:00～15:30

詳細、その他セミナーのスケジュールは  
茨城働き方改革推進支援センターホームページをご確認ください。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ibaraki/>



# 茨城働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

茨城センターには約50名の県内の社会保険労務士が在籍し、長時間労働対策、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、  
窓口での対面や電話・メールでの無料相談を行っています。

社労士による企業様への伴走型の無料個別訪問相談支援も行っております。  
1つの相談テーマにつき1回2時間程度3回のご利用が可能です。

お気軽にご相談ください。

## 【無料相談のお申し込み先】

茨城働き方改革推進支援センター（受託者：全国社会保険労務士会連合会）  
茨城県水戸市河和田1丁目2470-2 茨城県社会保険労務士会館2F

 0120-971-728 平日9:00-17:00

